

定 款

朝日放送グループホールディングス株式会社

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は朝日放送グループホールディングス株式会社と称し、英文ではASAHI BROADCASTING GROUP HOLDINGS CORPORATIONと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、認定放送持株会社として、下記の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分等を直接または間接に所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 放送事業およびメディア事業
 - (2) 番組、映画、映像・音声・文字等によるソフトウェアの企画、制作、売買、賃貸、興行、配給、輸出入および斡旋等に関する業務
 - (3) 放送・情報通信機器、電子機器およびこれらの利用技術ならびに放送関連技術の開発、売買、賃貸、輸出入および指導等に関する業務
 - (4) 放送・通信業務に関する施設、設備、機器類等の管理、運営、売買、賃貸および輸出入等に関する業務
 - (5) 番組および映画のセットデザイン、装飾およびコンピュータグラフィックス等の企画、制作、売買、賃貸および輸出入等に関する業務
 - (6) 顧客の開拓および管理ならびに市場調査等のマーケティングサービスの提供等に関する業務
 - (7) 通信販売の企画、運営および斡旋等に関する業務
 - (8) 電気通信事業法による電気通信事業
 - (9) 出版物の企画、発行および売買等に関する業務
 - (10) 著作権、著作隣接権、肖像権、工業所有権、商品化権等の知的財産権の取得、売買、使用許諾、管理、処分等に関する業務
 - (11) 情報の収集、処理、提供等に関する業務
 - (12) 芸能、スポーツ、音楽、演劇、美術、教育、科学、文化公演等のイベントの企画、制作および興行ならびにイベント関連施設の運営、管理等に関する業務
 - (13) キャラクター商品、飲食物、雑貨、衣料品、家具、美術品、貴金属、機械類、生花、チケット、クーポンその他の物品の企画、製造、売買、提供、賃貸、輸出入、取次、斡旋等に関する業務およびこれらを取り扱う店舗の運営に関する業務
 - (14) 音楽家、芸能人、その他の実演家、スポーツ選手等の発掘および育成、マネジメント等に関する業務
 - (15) 広告代理業ならびに広告物および商品デザインの企画、制作、売買、賃貸および輸出入等に関する業務
 - (16) 不動産の売買、賃貸、斡旋、管理および保守等に関する業務
 - (17) 住宅展示場および商業テナントビルの運営、管理等に関する業務
 - (18) 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務
 - (19) 発電および電気の供給に関する事業
 - (20) ゴルフ場の経営
 - (21) 投資業ならびに投資および資産運用に関する事業化の企画、育成、支援等に関する業務
 - (22) 電信電話機器の管理、運用、交換、応対等に関する業務
 - (23) 車両の管理、運用に関する業務
 - (24) 経営、経理、人事、総務、情報処理等管理事務の支援業務
 - (25) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業に関する業務
 - (26) 託児・保育施設の経営
 - (27) 子会社・関連会社等の事業活動（前各号の事業に係る事業活動に限られない。）の経営管理またはこれらに対する経営指導、コンサルティング業務もしくはアドバイザー業務の提供等
 - (28) 前各号に附帯または関連する一切の業務
2. 当社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、朝日新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 億4,400万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第 9 条 当社の株式に関する取扱いについては、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(外国人株主の株主名簿への記録の制限ならびに議決権の制限)

第 11 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する者から、その氏名、住所等を株主名簿に記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に該当する者の有する議決権の総数が当社の議決権総数の5分の1以上を占めることとなるときは、その氏名および住所等を株主名簿に記録することを拒むことができる。

- (1) 日本の国籍を有しない人
 - (2) 外国政府またはその代表者
 - (3) 外国の法人または団体
 - (4) 前各号に該当する者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体
2. 当社は、法令の定めるところにより、前項各号に該当する者が有し、または有するとみなされる株式について、議決権を制限することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

(招集地)

第 14 条 当社は、本店所在地またはその隣接地で株主総会を開催する。

(株主総会の招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役が取締役会の決議に基づき招集し、その議長となる。

2. 前項の取締役に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを代行する。

(決議要件)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、株主総会において当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役は 20 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任)

第 20 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任は累積投票によらない。
3. 監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
5. 前条第 4 項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役のうちから選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項の取締役に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを代行する。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会を招集するには、各取締役に對し会日より 3 日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることで取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し会日より 3 日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 30 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 31 条 監査等委員会の運営その他に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 取 締 役 の 責 任 免 除

(損害賠償責任の一部免除)

第 32 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 34 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 当社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 第 91 回定時株主総会において決議された定款の変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する損害賠償責任にかかる取締役会の決議による一部の免除および当該責任を限定する契約については、当該定款の変更の効力が生ずる前の会社定款第 33 条の定めは、なお効力を有するものとする。

1951年 3 月15日制定
1951年11月20日改定
1954年 5 月11日改定
1957年11月30日改定
1959年 2 月26日改定
1959年 6 月 1 日改定
1966年 5 月28日改定
1966年11月30日改定
1968年 5 月29日改定
1975年 5 月28日改定
1977年 6 月27日改定

1982年 6 月28日改定
1991年 6 月27日改定
1994年 6 月29日改定
2000年 6 月29日改定
2001年 6 月28日改定
2002年 6 月27日改定
2003年 6 月26日改定
2004年 6 月25日改定
2005年 6 月28日改定
2006年 6 月29日改定
2008年 6 月26日改定

2009年 6 月25日改定
2010年 7 月 1 日改定
2011年 6 月30日改定
2013年 6 月26日改定
2014年 6 月26日改定
2015年 6 月25日改定
2018年 4 月 1 日改定
2018年 6 月21日改定
2019年 6 月20日改定
2022年 6 月23日改定
2025年 6 月25日改定